

明治43-45年の長野県松本尋常高等小学校における 成績不良児童教育に関する史的研究

中嶋 忍・河合 康*
(平成27年8月31日受付；平成27年10月19日受理)

要 旨

本研究は、明治43～44年度の松本尋常高等小学校（現・松本市立開智小学校）における成績不良児童学級の教育実態を探るため、43年度担当の田中清長の『成績不良児童学級児童調査書』及び44年度担当の西村寛一の『成績不良児童学級に対する受持教員意見書』を分析し、1. 明治43年度の成績不良児童の状況と担当教員の考え方、2. 明治44年度の成績不良児童学級に対する担当教員の意見、に焦点を当てて、当時の成績不良児童教育に対する考え方について検討した。その結果、(1) 成績不良の判断は、社会や家庭と児童の生い立ちや過去の言動・現在の状況などの環境的要因に基づいてなされており、客観的な基準ではなく個人的な尺度によるもののみであったこと、(2) 成績不良の実態については先天的な成績不良が少なく、大半が家庭や社会において問題となる児童であったこと、(3) 成績不良児童教育については、1学年に児童の能力鑑別を行い、2～5学年の4年間を特別教育に充てるのが有益であるという考えに基づいて、通常学級から分離されていたこと、(4) 成績不良児童学級が明治44年度末に廃止されたのは、義務教育が終わる6学年を分離教育ではなく通常学級で教育して卒業させて社会へ送り出そうという教員の教育的配慮によるものであったこと、などが明らかにされた。

KEY WORDS

松本尋常高等小学校 Matsumoto Jinjo Higher Elementary School 成績不良児童 underachieving students
特別学級 special classes 受持教員 class teacher

1 問題の所在と目的・方法

松本尋常高等小学校（現・松本市立開智小学校、以下「松本小学校」と称す）では、研究事業として1908（明治41）年に成績不良児童学級が開始され、輪湖卓三が担当教員として児童の教育にあたり、その実践研究を『成績不良児童特殊教育状況』にまとめられていた⁽¹⁾。輪湖について中嶋・河合（2015）は、「教師の経験のある者ではなく長野県師範学校（現・信州大学教育学部）を卒業したばかり」⁽²⁾の新任教員であったと述べている。輪湖は成績不良を「①比較的成績不良の者、②低脳児と称すべき者、③栄養不良の者、④白痴の者、⑤半啞人的の者、⑥辛うじて失明に至っていない者、の6種類が存在する」⁽³⁾という分析結果を打ち出した（中嶋・河合、2015）。その中で輪湖は、「①児童の長所と短所は何か、②教師と児童との親密性、③児童の席次（席順）、④授業時間外の利用、⑤触覚器官の練習、⑥躰け方、⑦変化は必要だが変化は望まない」⁽⁴⁾とする支援方法の視点を見出すとともに、「学力のみの視点ではなく、成績不良児童の特性を把握して諸問題を解決しようとしていた」⁽⁵⁾というように考えていたと中嶋・河合（2015）が論じている。またこの学級は研究事業のため、年度末に児童を落第させることなくそのまま持ち上げて経過観察が行われていた。そして輪湖は、1910（明治43）年3月に他校へ転勤となった。成績不良児童学級（以下「特別学級」と称す）の担当教員は輪湖の後、43年度に『成績不良児童学級児童調査書』⁽⁶⁾をまとめた田中清長、44年度に『成績不良児童学級に対する受持教員意見書（五学年末）』⁽⁷⁾を記した西村寛一の2教員が担当していた。

以上のように成績不良児童教育の研究活動に真摯に取り組んだ輪湖は、研究成果として報告書を残していった。しかし明治43～44年度における松本小学校の特別学級に関しては前任者の転勤によって、①それ以降の担当者で成績不良の考え方に変化がもたらされたのか、②研究事業として開始されたものが6学年末ではなく5学年末で終了していたのか、の2点が問題として挙げられる。

本研究は、明治43～44年度における松本小学校の成績不良児童学級の教育実態を探るため、2人の担当者が記した『成績不良児童学級児童調査書』及び『成績不良児童学級に対する受持教員意見書』を分析し、1. 明治43年度の成績不良児童の状況と担当教員の考え方、2. 明治44年度の成績不良児童学級に対する担当教員の意見、に焦点を当て

*臨床・健康教育学系

て、当時の成績不良児童教育に対する考え方について明らかにすることを目的とした。

本研究は、松本小学校の成績不良児童教育に関する一次史料を分析して考察する方法である。引用した史料については、漢字やかな遣いなどを原文のとおりとし、略字・異字体には“(原文略字)”・“(原文異字体)”と併記した。また“(前略)”“(中略)”“(後略)”は、その前後及び途中で文章が存在していることを示したものである。文字については、「■」が墨などで塗りつぶされた文字を、「☒」が解読困難な文字を表した。史料の文献表記については、和紙を半分に折って紙縫で綴じてあるためページ数が付いていないことから、“～枚目左”・“～枚目右”という表記とした。

2 明治43年度の成績不良児童の状況と担当教員の考え方

『成績不良児童調査書』(以下「調査書」と称す)は、田中清長が低能児調査表に記録された31人のデータを元に作成したものである。またこの調査書は、大半が該当する人数を示した統計的資料であった。調査書の項目⁽⁸⁾は、「父母ニ関シテ」・「父母ノ結婚」・「父母ノ教育」という保護者の情報から始まり、「分娩當位」・「妊娠中母体ノ健否」・「遺伝病」・「分娩次位」という児童の出生について、「飲酒」・「喫煙」という保護者の嗜好品について、「体格」・「覺官」・「氣質」・「長所」・「短所」という児童の身体的・精神的なことについて、「財産」・「職業」という家計のことについて、児童の「生月」、最後に成績不良の「先天的ナリヤ否ヤ」という18項目について示されている。ただしこの調査内容には、保護者に関することなどの個人的なデータが掲載されており、結婚形態が血族か異族か、飲酒・喫煙の有無と量、財産・職業による経済状況など現在では考えられない記述がなされている。項目の中には田中が説明をしている箇所や成績不良について論じている部分もあり、今回はその部分に注目して分析した。

父母に関する調査は、保護者が実父母なのか養親母なのか、実父母両方がいないのかを示している。保護者の結婚と教育については、結婚とは血族と異族での婚姻なのか、父母の教育とは子どものへの関心がどのくらいあるかどうかである。特に教育には、関心度合いを上・中・下・不詳というもので判断されていた。上は「家庭ト学(原文異字体)校トノ連絡サヘトレバ別ニサツカヘナキモノ」⁽⁹⁾とされ、家庭と学校との連絡が取れば教育活動に参加することが差し支えない父母とされている。続いて中は「静ニ説キ聞カスレバ教育ニカラ盡シ得ラルト思フモノ」⁽¹⁰⁾とあり、冷静に説明すれば教育活動に力を尽くしてくれると思われる父母と記されている。最後に下は「教育(シツケ)ノ目的何ニアルカ外界ヨリ見テ別ヲ兼ネルモノ」⁽¹¹⁾とあるように、教育やしつけの目的がどのようなもののかを外界から見て理解していないように思われる父母とされている。この結果は、上が6人(父親3人、母親3人)、中が25人(父親11人、母親14人)、下が22人(父親10人、母親12人)、不詳が9人(父親7人、母親2人)であった。このように保護者は、説明すれば協力してもらえる者が多い反面、教育に無関心あるいは理解していないと思われる者も存在していたことが分かる。

児童の出生に関しては、妊娠中の母体が健康であったかどうかについて「(前略)母其ノ人ノ記憶モ明ナラズ且ツ家人ハ一層然リ又各人ニヨリテ健否ヲ別ツ度ヲ異ニスルヲ之レヲ分類スルヲ得ズ」⁽¹²⁾と記されているように、母親の記憶も明らかではなく家族は一層わからないと指摘している。また各人によって健康であるかどうかという「健否」は、別の尺度で表しても異なってしまうので分類することができないと指摘している。したがって田中は「(前略)母ニ面談シテ其ノ當時ノ有様ヲ聞キ之レガ妊娠シテル児ニ関係シタラント思フモノノミヲ擧ゲタリ」⁽¹³⁾とあるように、母親と面談してその当時の様子を聞いて、これが胎児に関係していると思われるもののみを挙げたと述べている。それは「健」が29人、「否」が2人という結果であった。続いて遺伝病については、「父兄之レガ實際ヲ語ラズ故ニ次ニ示セルモノハ家庭ニ毎日行キ父母ト面談シ父母ノ身体ニ目テツケ對話ニヨリ之レ等ヲ綜合シテ自己ニテ或ハト思フ者ヲ擧ゲタリ(後略)」⁽¹⁴⁾と記されているように、保護者が遺伝病のことを実際に語ろうとしないので、家庭に毎日通って面談を行いながら父母の身体に着目し対話によって、これらを総合して自分(田中)の主観によって“あるいは(もしかすると可能性がある)”と思われるものを挙げたと説明している。しかしこれは「(前略)調査ノ困難ナリシニ久シ性格タルヲ保証シ難シ(後略)」⁽¹⁵⁾とあるように、この調査が困難なことで正確なものであると保証し難いとも指摘している。その結果は、遺伝の影響を受けていると思われる者が6人、受けていないと思われる者が25人であるという結論を出した。

児童の身体に関して体格は、“強”(強靱)が9人、“中”(中等)が21人、“弱”(脆弱)が1人という結果が示され、“中”という体格の児童が全体の3分の2を占めていた。また感覚器官を表す「覺官」⁽¹⁶⁾については、不完全の部位が鼻(9人)・口(7人)・耳(5人)・目(4人)の順になっていて、「一般ニ不完全」⁽¹⁷⁾とされた複数の要因があるとと思われる児童も1人という結果を記している。そして氣質については「粘液質」が14人と多く、続いて「多血

質¹⁾が13人、「神経質」が7人、「胆液質²⁾」が3人であった。これは「多血質ト粘液トヲ共ニ帶グアリ又其ノ他種ノ組合アリ之レ等ハ皆各一ツトシテ表ニ表ハシタリ」¹⁸⁾と指摘しているように、多血質と粘液質の両方の特徴が同時に現れたり、他の組み合わせの気質の特徴が同時に現れたり、これら一種類ずつの気質が表に現れたりする場合があると田中が説明している。

最後に田中は、成績不良の先天性について論じている。まず「之レ最モ吾人が注意セザルベカラザルモノナラン（後略）」¹⁹⁾とあるように、児童の成績不良は先天的なものか、それとも怠学などによる後天的なものなのかについて最も注意しなければならない点であると指摘している。しかし、「(前略) 事実ニ於テ之レヲ知ル能ハズ只々各人が社界(會)家庭児童ノ己往及現在ヲ顧ミ又深知シテ自己ノ作レル尺度ヲ以テハカリ断定ヲ下スノミ」²⁰⁾と記すように、成績不良についての事実を知ることができず、様々な人が社会や家庭と児童の己往(史料では「己往」とある)及び現在、つまり過去やそれまでの言動と現在の状況などの環境的要因を踏まえて、自己の持つ尺度によって成績不良の判断をするのみであると説明している。この理解に対して田中は「自分ハ今之レヲ顧ミ又深知シ得タル自分ノ腦裏ヲ顧ミレバ先天的ノ不良児童ノ方少ク、家庭ニ於テ又社會ニ於テ之レガ原因ヲサシタルヲ深く思フ」²¹⁾とし、児童の統計を分析して個々の児童の状況と照らし合わせると先天的な成績不良児童が少なく、家庭や社会において問題となってしまう児童であると述べている。一方で先天的な成績不良については「(前略) 先天的ノモノナシト云フニハアラズ之レ又有ルナリ只々其ノ数ニ於テ先天的ノモノノ方少シト思フナリ吾人ハ之レニ向ツテ益々注意シ教(原文旧字体)育ノ道ヲトドホラントス」²²⁾と記しているように、先天的な成績不良児童が全く存在しないということができないがその数はごく少数であると指摘し、これらの児童と向き合っ注意を払いながら教育を実施していこうと田中は締め括っている。

3 明治44年度の成績不良児童学級に対する担当教員の意見

西村寛一が記した『成績不良児童学級に對する受持教員意見書』(以下「意見書」と称す)は、学級の性質、学級の目的、成績所感、父兄の感情、現今の低能児教育に対する声とそれに対する意見、学級の存廃、という構成で書かれていた。西村は冒頭に、「過去僅かに一年の担任 何等 将来の方針を立つる能はざる(中略)所感の一般を述べて其責を塞がんか」²³⁾と記すように、わずか一年間の担任なので、低能児教育についてなら将来の方針を立てることができないが、所感を述べてその責任を締め括りたいと述べている。

第一の学級の性質については、①能力薄弱な劣等生30名によって編制されたものである、②田町部(松本市立田町小学校、1963(昭和38)年3月廃止)学区の児童で、且つ、男子部生160余中から選別した児童であったとし、具体的には「能力薄弱なる劣等生三十名を以て組織す、而して田町部通学区の定まるに於て其撰出すべき学級は狭まべられ僅かに男子部生百六拾余名中より選別したるもの(後略)」²⁴⁾と記述されている。対象児童については「(前略) 尋二より常に該学級にあるものは僅か六名に過ぎず他ハ三年終末の成績に或は四学年終末の成績により比較的成績不良なりとして編入せられたるものなり」²⁵⁾とあるように、尋常科2学年から常に在籍している児童はわずか6名に過ぎず、それ以外の児童は3学年終末あるいは4学年終末の成績で比較的成績不良であるとして編入された者であった。このように成績不良児童は、明治41年度の設置当初から4年間で成績が向上しなかった児童が約2割在籍していたのに対し、あとの約8割が成績が向上すれば通常学級へ、低下すれば特別学級へと編入され、その出入りが激しかったことがうかがえる。

第二の学級の目的は、成績不良児童の学力向上であった。しかし学力を向上させるには、2種類の成績不良へそれぞれ異なった指導内容を用いる必要があった。一つは現在の軽度知的障害に対してで、「元来固着的の原因を有して不良なるものにおいて其学習低度を一層容易ならしめ、其能力に應じたるものを授け(後略)」²⁶⁾と記されているように、固着的(精神の未発達段階)な原因を有している者には学習程度を一層容易にして、能力に応じたものを授けることを目的とした。もう一つは怠学などによる成績不良に対してで、「(前略) 他の児童に対してハ其不良原因を探究し矯正すべきものは之を改め漸次誘導して、又一層の教授力を集注し其未熟なるをため、(補ひ)普通学級編入の域に至らしめんことを期したり」²⁷⁾と述べられているように、不良原因を探究して矯正すべき者にはこれを改めて誘導して、一層の教授力を集注³⁾させて、その未熟なところを補って普通学級(通常学級)編入の域までに達することを目的とした。

第三の成績所感については、「学年末に至りて其成績を顧みるに(中略)普通学級より少数なる故に比較的教授の輒底せると個別的に取扱易さと、反復練習をなせると、基本的教材に重きを 於き 教授材料を削減したるとにより他学級に比して(他学級の末位数名と比較して)餘り劣らざるもの十数名を認められたり(後略)」²⁸⁾とあるように学

年末に児童の成績を顧みると、①特別学級は普通学級（通常学級）よりも少数であり比較的個別指導が行いやすいこと、②反復練習と基本的教材に重きを置いて教授材料（内容）を削減したこと、の2つにより他学級に在籍する成績下位数名と比較しても、あまり成績の劣らない者が十数名認められたと述べている。成績不良児童は、「（前略）澁澁なる元氣と求知心とに於て有望なるものあるを認む（後略）」⁽²⁹⁾とされているように、特別学級の指導によって澁澁とした元氣と求知心が生まれると述べている。だが「（前略）是れ普通学級にありては望み難き点にして劣等児は常に教師よりは凶 凶せられ、自ら軽んじ興味なく、沈鬱に傾き、他児童の学習を妨ぐること多ければなり（後略）」⁽³⁰⁾としているように、これらを普通学級（通常学級）で伸ばすことは望みがたき点であり、劣等児は常に教師から軽蔑され、自らを軽んじて興味もなく沈鬱な傾向があるため、他児童の学習を妨げることが多いのであると論じている。成績不良児童の成績は、通常学級よりも特別学級での指導によって向上する効果が見られたことで、成績不良児童教育の重要性を感じていたことが分かる。

第四に特別学級への保護者の感情については、特別学級や教育方法の精神（目的・方針）を説明しても、ある保護者は自分の子どもが劣等生であることを自覚したがらず、学習上で不都合が生じていたことが「（前略）能く其精神のある所を語りしに一父兄ハ児童をして とかく劣等生なることを自覚したらんにハ甚だ学習上不都合なるべし（後略）」⁽³¹⁾という記述からうかがえる。しかし保護者は、「（前略）学校の精神を語り表面ハ満足を装はひたるも 内心不愉快の状を認めたり（後略）」⁽³²⁾とあるように、学校の精神（目的・方針）を説明すると表面では満足を装うが、内心では不愉快な感情があると見える。またこれは「（前略）教師の注意周到に児童に対するに反し父兄の誤まれ■（る）訓悔と深凶は児童をして蓋し困憊せしめたる感（原文異字体）あり」⁽³³⁾と記されているように、教師の注意によって児童に対して保護者の誤った家庭教育や躾が児童をかえって疲れ果てさせてしまう感じがすると説明している。保護者は、我が子が特別学級の対象であり特別な教育の実施を受け入れ、感謝しつつも、内心では認めたくないという不愉快な感情を垣間見ることができる。

第五の現今の低能児教育に対する声とそれに対する意見は、次のことについて論じている。内容は、①低能ではない者（以下「非低能児童」と称す）を低能視して人格を蔑視すること、②非低能児童は同級の低能者から悪感化をしてしまうこと、③進歩する児童の所置（処置）法、④当該編制に対する困難、⑤自暴自棄の念を記す（起こす）こと、の5つであった。一つ目は低能の判断に関して、「（前略）少数の劣等児に比較的成績不良なるものを加入せしめ之を少数の低能児の名を冠らすハ甚ダ誤りたる取扱なり、」⁽³⁴⁾と記しているように、少数の劣等児童に比較的成績不良なる者を加えて、これを少数の低能児の冠を付けることは甚だ誤った考え方であるとしている。そのため西村は、「（前略）可成教科等も他と同様にし其内容に於て少しく削減し特殊的の取扱を一般に対しては避けたるも其為なり、」⁽³⁵⁾とあるように、教科目なども他学級と同様にするがその内容を少し削減することで、他児童や保護者などの一般に対して特殊的な取扱（教育指導）と感ぜさせないようにしたこともそのためと述べている。しかし低能児と称された児童は、一般教職員の態度や他学級及び高学年の児童に蔑視と罵倒・暴言を受けたことで、ついには若い心が壊れてしまうことがあったことが「（前略）一般学校職員の態度と他高学年学級児童より受く蔑視と罵言は終に其若心を無効ならしめたり」⁽³⁶⁾といった記述からわかる。つまり低能児とは、現在の軽度知的障害と考えられる低能の児童が少数で、その大多数が成績不良児童であった。このような実態で低能児と称するのは間違った考え方だと担当者の西村が思っていた。二つ目は低能児による悪感化（悪影響）について、影響の例として「（前略）普通学級にあり優等生より受くる如き暗示ハ当到底望むべからず、」⁽³⁷⁾と言及しているように、普通学級（通常学級）での優等児童から受けるような暗示（影響）を望んではならないと述べている。その反対に「（前略）劣等児を見て不良なる暗示を与へらるゝやの錠を存したり、」⁽³⁸⁾とあるように、低能児が非低能児童に悪感化（悪影響）を与えてしまう恐れがあると指摘している。その上で非低能児童には、「（前略）此点に注意するも常に清極的にして積極的に優等なる暗示を与へざるを試みとす、」⁽³⁹⁾とされるように、悪感化（悪影響）に注意して常に積極的に優等な部分の暗示（影響）を与えようとするのを試みると論じている。非低能児童が低能児から悪影響を受けて、より成績が低下することが懸念されてはいたが、その点に留意しつつ、低能児の有する優等部分を低能ではない児童に与えようと試みたことが分かる。三つ目は進歩する児童の処置法に関して、成績不良の状態の児童に対して「（前略）十分普通級に入るべく認められたるものあれども若し此（原文異字体）際編入する極めて短期の間（原文略字）に受持教師を轉換せしより受くる障害と級風の異なりたる中ニ入る苦痛と、常に軽蔑の眼を以て見られ又挙動さへさるゝに至らば（中略）一般の習慣に従ひ一学年間（原文略字）保留することにせり」⁽⁴⁰⁾とあるように、普通学級（通常学級）へ入るべきと認められた者に、編入したことで極めて短期間に受持教師が交代することから受ける障害や学級風紀の異なっている中に入る苦痛がみられたり、常に軽蔑の眼で見られて挙動さえも抑制されることになったならば、一般の習慣に従ひ一学年間は保留することにしたと論じている。このように特別学級に編入された低能児童の中には通常学級でもついで行ける児童が存在し、低能との境界児童を短期間で再び編入することは児童のために良くないとされた。その理由

について西村は、いったん低能児童とされたことによるレッテルが常につきまとして児童を萎縮させてしまうと考えていた。四つ目は前述でも記されていることに関して、「約三十名を以てするも一方に補成せんとする比較的劣等児と、到底不可能なる低能児を一緒にしたるハ何れかを常に犠牲として教授せざるべからざる感（原文異字体）あり」⁽⁴¹⁾とあるように、約30人編制の中で比較的教育が可能な者（非低能児童）と教育不可能な者（低能児童）とを同一学級内で教育することが、常にいずれかを犠牲にしなければ実施できないという困難に直面していたことが分かる。五つ目は児童の自暴自棄に関して述べられている。これは「（前略）学習の結果につき刺激し注意したときの良好なる成績を持たることにつき奮起せしめつつ進みたる（後略）」⁽⁴²⁾と記されているように、児童に刺激を与え注意した時の学習結果が良好な成績となっていることに奮起して学習意欲が向上しているとし、特別学級の教育成果を述べている。しかし「（前略）如何せん他より哄笑せらるゝを（中略）認識すべき年令に達したる為特別学級馬鹿学級の声ハ耳（原文異字体）を去らず常に自ら出来ざるものとし諦らむるものありシハ如何なりき」⁽⁴³⁾とあるように特別学級及び児童は、他学級などから哄笑（大笑い）されることを認識できる年齢になったため“特別学級”や“馬鹿学級”という声を聞くことで、常に自分が「できない者」として諦めてしまうのはいかがなものかと西村が指摘している。

第六の学級の存廃に関しては、次のようにまとめられている。まず今までの経過については、「尋常一学年を以て児童能力の鑑識時代とし二・三・四・五・を以て低能児補成時代とし、経費の許す限り多学級にして一学級を編成するに足るときは劣等児を分離して教育するハ有益なるべしと信ず（後略）」⁽⁴⁴⁾と記しているように、1学年を能力の鑑別に、2～5学年を低能児補成（低能児童教育）に充てて、多数の学級がある中で一学級を編成して普通学級（通常学級）から低能児童を分離できるときは有益なことであると信じられていた。しかし明治45年度については、「（前略）義務教育の終り尋六に於てハ分離教育を採らず混一して卒業せしめ社会に船出せしむる教育的なると信ずるものなり（後略）」⁽⁴⁵⁾とあるように、義務教育が終わる6学年は分離教育ではなく低能児童を普通学級（通常学級）で教育して卒業させて、社会へ送り出そうという教育的配慮が行われたと述べられている。特別学級での教育は明治44年度末で終了されたが、翌年度も児童を観察しながら社会で生き抜く力を身に付けさせようとした西村の低能児童への思いがうかがえる。ただし普通学級（通常学級）での教育については、「（前略）かくて前述の利区を如何遺憾なく収得妨遏するを得べきか」⁽⁴⁶⁾と述べているように、通常教育の中で分離教育の利点を最大限に生かしながら、一般児童の授業内容や進度などに影響を与えないようにするには、どのような工夫をしたらよいかという苦悩があったことも察知された。

4 まとめ

本稿は、明治43から44年度の松本小学校における成績不良児童学級の教育実態を探るため、2人の担当者が記した意見書などを分析し、当時の成績不良児童教育に対する考え方について検討した。その結果、次のことが明らかになったとともに、今後の課題が示された。

4.1 明治43年度の成績不良児童の状況と担当教員の考え方について

田中が記した調査書は、31人の成績不良児童に関して身体的・精神的調査を中心に原因を探ろうとしているが、保護者の有無や結婚・職業なども調査範囲として示されていた。その中で注目すべきものは次の点である。

保護者の教育に対する意識については、①情報を提供すれば教育活動に協力してもらえる者、②冷静・丁寧に説明すれば協力してもらえる者、③教育に無関心あるいは理解していないと思われる者、があるとして、53人中で協力してもらえる者が25人と多い反面、無関心あるいは理解していないと思われる者が22人も存在していた。児童の出生については、妊娠中の母体が健康であったかどうかや遺伝病の有無を調査すると、妊娠当時の記憶が曖昧で明確な回答が出ず、遺伝病に関しても保護者が語ろうとしなかった。最終的に田中は、保護者との面談などから自分の主観によって結果を出していた。児童の身体的なものについては、体格が中等の者が3分の2を占め、不完全な感覚器官が鼻・口・耳・目に要因がある者の他に、一般的に不完全という複数の要因があると思われる者も1人いた。気質は、多血質が13人、神経質が7人、胆汁質が3人とされたが、2つ以上が組み合わせたり1つのみが出現したりするとされていた。成績不良が先天的なものかどうかについては、この事実を確認することができず、様々な人が社会や家庭と児童の過去やそれまでの言動と現在の状況などの環境的要因を踏まえて、自己の持つ尺度によって成績不良の判断をするのみであったとした。このことから大半は先天的なものが少なく、家庭や社会において問題になってしまう児童であるとされた。一方で先天的な成績不良は全く存在しないとはいえないがごく少数であり、これらの児童と向き

合って注意を払いながら教育を実施していこうと締め括っていた。

4. 2 明治44年度の成績不良児童学級に対する担当教員の意見について

意見書で西村は、年度末にあたり一年間の担当で今後の低能児教育の方針を立てることができないが所感を述べて締め括ると述べて、次の点について論じていた。

一つ目は学級の性質について、男子部生160余名の中から選別した能力薄弱な劣等生30名で学級を編制したもので、尋常科2学年から常に在籍している児童はわずか6名に過ぎず、他の児童は3学年終末あるいは4学年終末の成績で比較的成績不良であるとして編入された者であったとしている。二つ目の学級の目的については、成績不良児童の学力向上を①精神の未発達が原因の者には学習程度を一層容易にして能力に応じたものを受け、②不良原因を探究して矯正すべき者には誘導して一層の教授力を集注してその未熟なところを補って普通学級（通常学級）編入の域までに到達させること、という方法で達成させることであった。三つ目の成績所感については、①特別学級は普通学級（通常学級）よりも少数であり比較的個別指導が行いやすいこと、②反覆練習と基本的教材に重きを置いて教授材料（内容）を削減したこと、により他学級の成績下位数名と比較しても、あまり成績の劣らない者が十数名いたと述べていた。四つ目は特別学級への保護者の感情について、我が子が特別学級の対象とされて特別な教育の実施を受け入れて感謝しつつも、内心では認めたくないという不愉快な感情を持っていると述べていた。

五つ目の低能児教育に対する声とそれに対する意見については、次のとおりであった。(1) 非低能児童は、怠学などによる成績不良な者であった。そのためこれらを少数の低能児童と一緒にして“低能児”と冠を付けて見ることは誤っているとした。したがって教科目なども他学級と同様にすが、内容を少し削減することで他児童や保護者などに対して特殊な教育指導と感ぜさせないようにしたこともそのためであった。(2) 低能児童による悪影響については、低能児童が非低能児童に悪影響を与えてしまう恐れがあるとし、その点に留意しつつも、低能児の有する優等部分を非低能児童に与えようと試みていた。(3) 学力が向上した児童については、年度途中であっても一学年間は通常学級に再編入させるのを保留することにした。それは、特別学級編入後に通常学級でも指導可能までに向上したと認められた者を再編入させると受持教師が極めて短期間に交代するためにそのことが障害となり、学級風紀の違いで苦痛を感じ、常に軽蔑の眼で見られてしまい挙動さえも抑制されることになってしまうという理由からであった。(4) 編制に対する困難については、約30人編制の中で比較的教育が可能な者（非低能児童）と教育不可能な者（低能児童）とを同一学級内で教育するためには、常に何かを犠牲にしなければ実施できないと述べていた。(5) 自暴自棄の念については、児童に刺激を与えた時の学習結果が良好な成績となると、児童は奮起して学習意欲を向上させたが、他学級などからの嘲笑を認識できる年齢になったため“特別学級”や“馬鹿学級”と聞くと、常に自分が「できない者」として諦めてしまう傾向があると述べていた。

六つ目は学級の存廃について、1学年を能力鑑別、2～5学年を低能児童教育に充てて、普通学級（通常学級）から低能児童を分離することは有益なことと信じていた。だが義務教育が終わる6学年は、分離教育ではなく低能児童を普通学級（通常学級）で教育して卒業させて、社会へ送り出そうという教育的配慮によって明治44年度末に廃止された。

4. 3 今後の課題

今後は、特別学級が終了した後の松本小学校における成績不良児童及び低能児童教育の取り組みなどについて明らかにしたい。

付記

本研究に際して、松本市立博物館分館重要文化財旧開智学校学芸員の遠藤正教氏には、史料の閲覧など多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 多血質は『誠信 心理学辞典』（外林・辻・津島・能見編、1981）によると、ヒポクラテスが提唱した体液から気質を分類した4タイプの1つで「多血質は楽天的な気分やで多弁」（誠信書房、p88）とされている。
- 2) 胆汁質は『誠信 心理学辞典』（外林・辻・津島・能見編、1981）によると、多血症と同様に気質の4タイプの1つで「胆汁質は激情的でおこりっぽく不満が多い」（誠信書房、p88）とされている。

3) 集注とは、広辞苑によると「(力・精神などを) ひとところに集めそそぐこと」とある。

引用文献

- (1) 中嶋忍・河合康 (2015) 明治41-42年の長野県松本尋常高等小学校における成績不良児童教育に関する史的研究. 上越教育大学研究紀要, 34, pp.129-138.
- (2) 同上書. p130.
- (3) 同上書. p132.
- (4) 同上書. p133.
- (5) 同上書. p134.
- (6) 重文旧開智学校所蔵史料: 田中清長著 明治四十三年度 成績不良児童學級児童調査書. 明治43年.
- (7) 重文旧開智学校所蔵史料: 西村寛一著 明治四十四年度末 成績不良児童學級に對する受持教員意見書 (五学年末). 職員意見書綴, 明治44年.
- (8) 前掲書 (6). 2枚目右~2枚目左.
- (9) 同上書. 3枚目左.
- (10) 同上書. 3枚目左.
- (11) 同上書. 3枚目左.
- (12) 同上書. 4枚目右.
- (13) 同上書. 4枚目右.
- (14) 同上書. 4枚目左.
- (15) 同上書. 4枚目左.
- (16) 同上書. 6枚目左.
- (17) 同上書. 6枚目左.
- (18) 同上書. 7枚目右.
- (19) 同上書. 11枚目右.
- (20) 同上書. 11枚目右.
- (21) 同上書. 11枚目右.
- (22) 同上書. 11枚目右.
- (23) 前掲書 (7). 2枚目右.
- (24) 同上書. 2枚目右.
- (25) 同上書. 2枚目右.
- (26) 同上書. 2枚目右.
- (27) 同上書. 2枚目左.
- (28) 同上書. 2枚目左.
- (29) 同上書. 3枚目右.
- (30) 同上書. 3枚目右.
- (31) 同上書. 3枚目右.
- (32) 同上書. 3枚目右.
- (33) 同上書. 3枚目右.
- (34) 同上書. 3枚目左.
- (35) 同上書. 3枚目左.
- (36) 同上書. 3枚目左.
- (37) 同上書. 3枚目左.
- (38) 同上書. 3枚目左~4枚目右.
- (39) 同上書. 4枚目右.
- (40) 同上書. 4枚目右.
- (41) 同上書. 4枚目右.
- (42) 同上書. 4枚目左.
- (43) 同上書. 4枚目左.
- (44) 同上書. 4枚目左.
- (45) 同上書. 4枚目左.
- (46) 同上書. 4枚目左.

A Historical of Education for Underachieving Students in the Nagano Prefectural Matsumoto Jinjo Higher Elementary School from 1910 to 1912

Shinobu NAKAJIMA · Yasushi KAWAI*

ABSTRACT

In this study, we investigated the actual state of educational practice in the class for underperforming students from Matsumoto elementary schools held at the Matsumoto combined ordinary and higher elementary school (now the city of Matsumoto's Kaichi Elementary School) in the school years 1910-1911, by analyzing the "Study Report on Students in the Class for Underperforming Students" prepared by Kiyonaga Tanaka, who taught the class in 1910, and the "Teacher's Opinion on the Class for Underperforming Students" prepared by Kan'ichi Nishimura, who taught the class in 1911. In doing so, we considered how the teaching of underperforming students was thought of at the time, focusing on: 1. the state of the underperforming students and the thinking of the teacher who taught the class in 1910, and 2. the views of the teacher who taught the class in 1911 on that year's class for underperforming students.

Our findings include: (1) that determination of underperformance was based on environmental factors such as the student's development in society and the home and the student's past speech and behavior and current state, solely using personal measures rather than objective standards; (2) that underperformance rarely involved congenital underperformance, but instead the majority of students had been involved in problems in their homes or in society; (3) that education of underperforming students was separated from that of ordinary classes, based on the belief that it would be more effective to determine students' abilities in their first year and then provide them with specialized education over a four-year period from the second through the fifth year of the program; and, (4) that the abolition of the class for underperforming students at the end of the 1911 school year was based on educational considerations by the instructors, who intended to teach and graduate the sixth year, the final year of compulsory education, in ordinary classes instead of in separate classes.

* Clinical Psychology, Health Care and Special Needs Education